

旭川工業高等専門学校名誉教授称号授与規程

制定	昭和43. 10. 14達第25号	
改正	平成4. 1. 24達第6号	平成19. 3. 13達第50号
	平成22. 3. 9 達第14号	平成25. 2. 12達第7号

旭川工業高等専門学校名誉教授称号授与規程

(趣旨)

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条及び第123条の規定に基づく旭川工業高等専門学校名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与については、この規程の定めるところによる。

(資格)

第2条 名誉教授の称号は、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）に校長又は教授として通算10年以上勤務し、教育上又は学術上特に功績のあった者で校長が適格であると認められた者に対して授与する。

(勤務年数の通算)

第3条 本校准教授又は専任講師としての勤務年数は、その2分の1を前条の勤務年数に通算することができる。ただし、本校の教授として5年以上勤務した者に限りこれを適用する。

(特別な授与)

第4条 本校校長、教授、准教授又は専任講師として勤務し、その年数が前2条の年数に満たない者でも、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者に対しては、前2条の規定にかかわらず名誉教授の称号を授与することができる。

(辞令書の交付)

第5条 名誉教授の称号の授与は辞令書の交付をもって行う。

(適用等)

第6条 この規程の運用等については、別にこれを定める。

附 則

この規程は、昭和43年10月14日から施行する。

附 則（平成4. 1. 24 達第6号）

この規程は、平成4年1月24日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成19. 3. 13 達第50号）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日における助教授としての勤務年数は、准教授としての勤務年数に通算する。

附 則（平成22. 3. 9 達第14号）

この規程は、平成22年3月9日から施行する。

附 則（平成25. 2. 12 達第7号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。